

I 県民まちなみ緑化事業を取り巻く社会状況

1 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成 22 (2010) 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少に転じている。平成 27 (2015) 年には 1 億 2,710 万人であったが、令和 12 (2030) 年には全ての都道府県で減少し 1 億 1,912 万人になる見込みである。あわせて高齢化も着実に進み、平成 27 (2015) 年に、高齢者 (65 歳以上) は 3,387 万人であったが、令和 12 年 (2030) 年には 3,716 万人に増加する見込みである。^{*1}

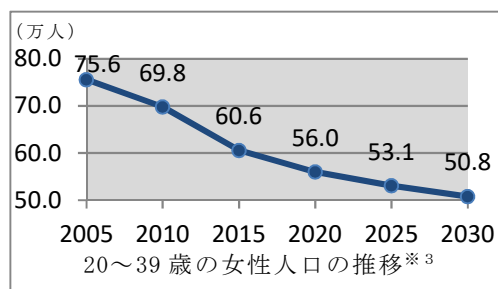
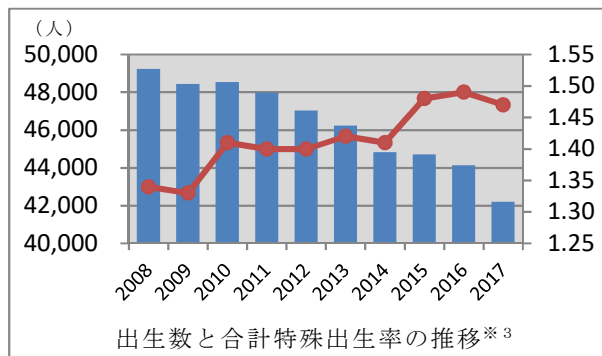
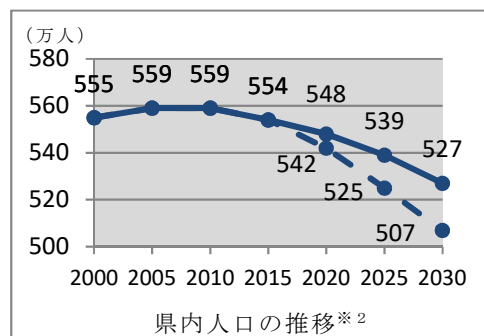
兵庫県も同様に、平成 27 (2015) 年には 554 万人であった人口が、令和 12 (2030) 年には 527 万人にまで減少する見込みである。15 歳までの人口は 66 万人まで減少する一方、75 歳以上の後期高齢者は 98 万人に増加し、人口減少と少子高齢化が進行する見込みである^{*2}。

県内の少子化の現状について、合計特殊出生率は平成 16 (2004) 年の 1.24 を底に上昇傾向となり、平成 25 (2013) 年には 1.42 となったが、現在の人口維持に必要な 2.07 を大きく下回っている。また、出生数は毎年減少しており今後も 20~30 歳台の女性人口の減少が続くことから、合計特殊出生率が上昇しても出生数は増加に転じず、人口に占める子どもの割合の減少が続き、社会の担い手不足、社会活力の低下が懸念されている^{*3}。

^{*1} 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (H29 出生中位・死亡中位)

^{*2} 兵庫 2030 年の展望 (兵庫県 H30.10)

^{*3} ひょうご子ども・子育てプラン (兵庫県 H27.3)



2 持続可能な社会に向けた転換点

わが国において人口減少が進行する一方で、世界人口は 70 億人を突破している。2050 年には 98 億人に達すると予測されており、人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、地球環境は存続の危機に瀕している^{*4}。

また、直近 30 年における 10 年ごとの平均気温のいずれもが、1850 年以降のどの 10 年間よりも高くなっている。気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

(2013-2014) の第 5 次評価報告書においても、気候システムの温暖化は疑う余地がないとされており、気候変動リスクも顕在化している*4。

こうした危機感を背景に平成 28 (2015) 年に、持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、持続可能な社会に向けた大きな転換点を迎えている。

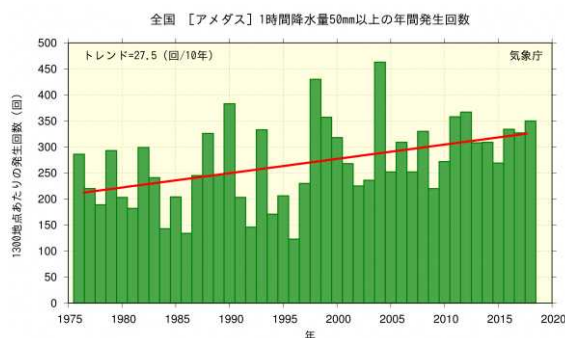
「パリ協定」では、今世紀後半には、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロをすることを目指しており、令和 12 (2030) 年の温室効果ガスについて、わが国は平成 25 (2013) 年比で 26% 削減*5、兵庫県は 26.5% 削減する目標をそれぞれ掲げている*6。

*4 平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 *5 第 5 次環境基本計画 (2018)

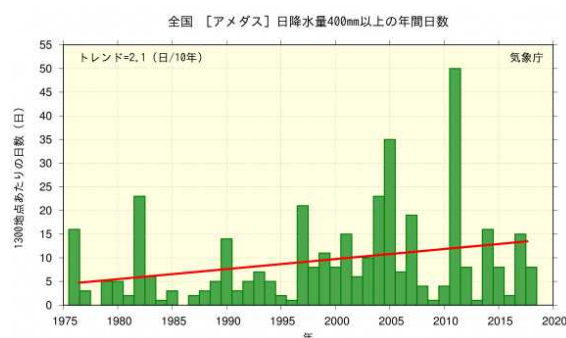
*6 兵庫県地球温暖化対策推進計画 (平成 29 年 3 月)

3 気候変動に伴い頻発する自然災害への対策

近年、毎年のように強い台風や集中豪雨など極端な気象現象による災害が各地で発生している。夏から秋において観測史上最高となる降水量や時間雨量 80mm を超える集中豪雨が増加し、宅地に隣接した傾斜地での土砂災害や河川堤防の決壊による広範囲での浸水被害等が発生している。



全国日降水量 400mm 以上の年間日数 (気象庁)



1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数 (気象庁)

また年平均気温は上昇しており、特に夏場には 40℃ を超える最高気温が観測され熱中症による救急搬送者が増加するなど、多方面に影響が及んでいる。

さらに豪雨災害だけでなく平成 30 (2018) 年には、大阪府北部地震 (6 月) 北海道胆振東部地震 (9 月) などの全国で大規模な地震が度々発生しており、今後、自然災害による被害の軽減に向けた対策が求められている。



平成 28 年以降の主な地震の震央分布 (気象庁)

4 グリーンインフラの推進

近年、道路、港湾、学校等コンクリートによる人工構造物に代表される従来型の社会基盤であるグレーインフラに加え、自然環境が有する機能を活用して雨水管理など防災・減災や環境改善に伴う地域振興など多様な効果を得ていく、グリーンインフラ^{*7}の取組を推進する動きが見られるようになってきている。

国においても、平成 27（2015）年に「国土形成計画」や「第 4 次社会資本整備重点計画」が閣議決定され、国土の適切な管理による「安全・安心で持続可能な国土の形成」や「人口減少、高齢化に対応した持続可能な地域形成」といった課題への対応のひとつとして、グリーンインフラを推進することが盛り込まれた。

県民まちなみ緑化事業はグリーンインフラの整備を目的としたものではないが、県民の緑化活動は、そのことを意識することなく浸透能力の向上や雨水貯留による自然災害発生リスクの低減といった防災性の向上に貢献している。

緑の保全及び再生を社会全体で支え県民総参加で取り組み、すべての県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させていくことを目的とする同事業は、グリーンインフラの趣旨に合致するものであるといえる。

^{*7}「グリーンインフラ」の導入目的や対象は国際的に統一されておらず、その理念は幅広い。

欧州では、自然環境の保全を重視しながら、多様な生態系サービスを重視。米国では、雨水管理、都市災害の防止を重視している。

5 自然との関わりを通じた子育て支援

少子化による地域の活力、社会基盤の維持の担い手の減少が懸念されるなか、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子どもを生み、育てる社会づくりに向けた取り組みが進められている。

緑をはじめとする自然環境においても、心豊かな子どもの育成のため積極的に関わっていくこととされている。

平成 27 年度に策定した「子ども子育てプラン」において、社会性や他者への共感や理解を育むためには、子どもが、自然や人・社会などと関わる活動を行うことが必要であるとして、身近な地域での社会体験活動や豊かな自然に触れる多様な体験活動を実施することとしている。

また、平成 28 年度に策定した「新環境学習環境教育基本方針」では、年齢に応じた様々な自然との関わり方により、環境に関心を持つだけでなく、いのちの営みへの理解を深めるとともに、自然に対する豊かな感受性やいのちを尊ぶ心、思いやりの心を育てていくこととしている。

取り組みのひとつとして、公園やオープンスペースの緑化による子育て環境の充実や改善を図り、子どもたちが自然と関わりながらのびのびと育つ環境づくりへの関心が高まっている。

多くの市町が、幼少期より身近に自然と関わり体を動かす機会のある子育て

環境の整備に取り組み、子育て世帯にやさしい暮らしやすい都市としての魅力を高めている。

6 参画と協働による県民まちなみ緑化事業の取り組み

都市部の緑化は、既にある緑地の保全や新たな緑地の創出のほか、まとまった緑地を確保する公園整備や事業者による工場や事業所における緑地の確保など多岐に亘っており、緑が持つ機能を活用できるよう、行政だけでなく、地域住民や事業者等が分担しながら取り組んでいる。

本県では「県民の参画と協働を推進する条例」のもと、県民が地域社会に対して積極的に参画し、協働で取り組める環境づくりを行ってきたことを踏まえ、平成18年度から県民まちなみ緑化事業を創設した。公園整備等の公共事業によるものと比べると創出される緑の量は僅かではあるが、住民団体等が自ら行う緑化に対する支援を行い、緑化による様々な効果を県民自らが享受できる機会を創出している。

事業の実施により、住民自らが地域環境の改善を図るだけでなくその過程で形成された地域コミュニティや校庭の芝生化を通じた子育て支援のほか、防災性の向上など住民団体があまり実感しない効果も生み出している。このほか、民間企業においても、地域環境の向上やそれに伴う地域価値の向上といった地域貢献の観点から当事業を活用し、地域の関係者と共に緑化に取り組み、緑化をきっかけにその効果が波及している。